

# きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例

平成9年12月2日

条例第41号

## 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 きれいなまちづくりの推進

　第1節 区民の参加（第7条・第8条）

　第2節 重点地区等（第9条・第10条）

　第3節 ごみのポイ捨て、落書き等の防止（第11条—第15条）

　第4節 空き地の雑草の除去（第16条—第19条）

　第5節 路上障害物等の除去（第20条—第22条）

第3章 罰則（第23条）

第4章 補則（第24条・第25条）

## 附則

　第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる。」という理念の下に、ごみのポイ捨て、落書き等の防止、空き地の雑草の除去、路上障害物等の除去及び青少年育成にとって良好な環境の整備に関し必要な事項を定め、もって美しく健全なまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等　区民及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者　区内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所　道路、公園、広場その他の公共の場所をいう。
- (4) 公共の場所等　公共の場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。
- (5) たばこ　たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

- (6) ごみ たばこの吸い殻、飲食料を収容し、又は収容していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器包装、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、散乱性の高いものをいう。
- (7) ポイ捨て ごみを公共の場所等において吸い殻入れ、回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てるることをいう。
- (8) 回収容器 ごみを回収するための容器をいう。
- (9) 喫煙 たばこを燃焼又は加熱させ、自己が煙（蒸気を含む。以下同じ。）を吸入することをいう。
- (10) 受動喫煙 他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸入することをいう。
- (11) 立看板等 立看板、貼り紙その他これらに類するものをいう。
- (12) 指定喫煙所 公共の場所等に設置された喫煙所であって、区長が指定したものを行う。
- (13) 落書き みだりに公共の場所等に塗料、墨等により文字、図形若しくは模様を描くこと又は描かれた文字、図形若しくは模様をいう。
- (14) 空き地 現に人の使用していない土地をいう。
- (15) 露店 通常屋根のない雨ざらしの下で営業を行う業態をいう。
- (16) 屋台店 屋根を設けて持ち運びできる構造（車輪の有無を問わない。）の店舗を行う。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、環境の美化及び浄化に関する基本方針を定めなければならない。

- 2 区は、区民及び事業者の環境の美化及び浄化に関する自主的活動を調整し、総合的な施策の実施に努めなければならない。
- 3 区は、区民等及び事業者に対し、環境の美化及び浄化に関し啓発を図るとともに、区民、事業者及び関係団体が行う清掃、啓発その他の活動への支援に努めなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- (1) 公共の場所等で自ら生じさせたごみを吸い殻入れ若しくは回収容器に収納し、又は持ち帰ること。
- (2) 喫煙をしようとする場合は、その場所に配慮するとともに、受動喫煙を生じさせないようにすること。

- (3) 飼い犬を公共の場所等に連れ出すときは、用具を携帯し、ふんを持ち帰るなど適正な処理をすること。
- 2 区民は、自宅及びその周辺の清掃を行い、地域内の自主的な環境美化活動に参加するとともに、関係団体の活動に協力するよう努めなければならない。
- 3 区民は、環境浄化に関する団体の活動に協力するよう努めなければならない。
- 4 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- (1) 事業所及びその周辺その他事業活動を行う区内地域において、清掃その他の環境美化活動を行うこと。
- (2) 受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備を行うこと。
- (3) 自己の従業員に対し、受動喫煙を生じさせないよう啓発すること。
- 2 事業者は、その事業活動により生じるごみのポイ捨ての防止について、区民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、公共の場所等に立看板等を掲出するときは、まちの美観及び青少年の健全育成への影響に配慮しなければならない。
- 4 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 区内に土地を所有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する土地において、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- (1) ごみのポイ捨てをされないように、必要な措置を講じること。
- (2) 空き地にみだりに雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂しないように必要な措置を講じ、又は枯れた雑草を放置しないこと。
- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 きれいなまちづくりの推進

第1節 区民の参加

(渋谷区一斉清掃の日)

第7条 区民等及び事業者の環境美化意識の向上を図り、日常的な実践活動を行うため、毎

年、4月28日を「渋谷区一斉清掃の日」と定める。

2 区、区民及び事業者は一体となって、渋谷区一斉清掃の日を中心に、一定期間、清掃活動及び環境美化に関する啓発活動を行うものとする。

(ボランティアの参加及び協力)

第8条 区長は、環境美化活動及び環境浄化活動に関し、環境ボランティアとして、広く区民の自主的な参加及び協力を求めることができる。

## 第2節 重点地区等

(環境美化・浄化推進重点地区)

第9条 区長は、来街者が多い地域で、ごみの散乱が著しく、かつ、青少年の健全育成が阻害され、特に環境の美化及び浄化の改善を図る必要があると認められる地区を、環境美化・浄化推進重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の重点地区を変更し、又は解除することができる。

3 区長は、重点地区内において、環境の美化及び浄化の推進に関し、意識の啓発、区民の自主的な組織づくりへの支援等を重点的に実施するものとする。

(関係行政機関との協議)

第10条 区長は、重点地区の指定その他この条例の施行に必要と認められる事項について、地域の関係者の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

## 第3節 ごみのポイ捨て、落書き等の防止

(禁止行為)

第11条 何人も、ごみのポイ捨てをしてはならない。

2 何人も、公共の場所（屋外に限る。）においては、喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。

3 何人も、落書きをしてはならない。

4 犬の飼い主又は管理する者は、公共の場所等で、犬のふんを放置してはならない。

(吸い殻入れ及び回収容器の管理等)

第12条 たばこの自動販売機を設置し、又は管理する者（以下「たばこ自動販売機設置者等」という。）は、吸い殻入れを設置した場合においては、これを適正に管理しなければならない。

2 飲食料の自動販売機を設置し、又は管理する者（以下「飲食料自動販売機設置者等」という。）は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 3 区規則で定める区域内において、飲食料の販売を行う店舗の運営事業者（以下「飲食料販売事業者」という。）は、当該店舗が販売した飲食料から発生するごみを回収するための回収容器を当該店舗の出入口付近その他の当該店舗の利用者が容易にごみを捨てることができる場所に設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 4 区長は、必要があると認めるときは、たばこ自動販売機設置者等、飲食料自動販売機設置者等及び飲食料販売事業者に対し、たばこの自動販売機及び飲食料の自動販売機（第14条において単に「自動販売機」という。）の設置並びに吸い殻入れ及び回収容器の設置又はその管理状況の報告を求めることができる。
- 5 区長は、第1項、第2項又は第3項の規定に違反した者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（改善命令等）

- 第13条 区長は、前条第5項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の措置を命ずることができる。
- 2 区長は、前項の命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。
  - 3 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

（立入調査）

- 第14条 区長は、第12条第5項及び前条第1項の規定による勧告又は改善命令を行う必要があると認めるときは、職員又は区長の指定する者に、必要な場所に立ち入り、自動販売機、吸い殻入れ又は回収容器の設置及び適正な管理について調査させ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（落書きの消去）

- 第15条 土地、建物及び工作物を所有し、又は管理する者は、落書きが放置されているため地域の美観を著しく損なう状態にあるときは、落書きを消去し、原状の回復を図るとともに、良好な状況の維持に努めなければならない。

#### 第4節 空き地の雑草の除去

(雑草の除去勧告)

第16条 区長は、空き地に雑草が繁茂したまま放置されているため周辺住民の生活環境を著しく損なう状態にあると認めるときは、当該空き地を所有し、又は管理する者（以下「空き地所有者等」という。）に対し、雑草を除去すべきことを勧告することができる。

(空き地所有者等への除去命令)

第17条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて、雑草を除去すべきことを命ずることができる。

(空き地の立入調査)

第18条 区長は、前2条の規定による勧告又は除去命令を行う必要があると認めるときは、職員又は区長の指定する者に、空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(雑草除去の委託先のあっせん)

第19条 区長は、空き地所有者等が自ら雑草を除去することができないときは、委託先をあっせんすることができる。

## 第5節 路上障害物等の除去

(路上障害物等の除去勧告)

第20条 区長は、区民等の通行の障害となる立看板、露店、屋台店、商品の陳列台その他の工作物又は物件（以下「路上障害物」という。）を設置した者に対し、当該路上障害物の除去を勧告することができる。

2 区長は、公共の場所等に青少年の健全な育成を阻害するおそれのある立看板等（以下「不健全立看板等」という。）を掲出した者に対し、当該不健全立看板等の除去を勧告することができる。

(除去した路上障害物等に対する措置)

第21条 前条の規定にかかわらず、区長は、路上障害物若しくは不健全立看板等（以下「路上障害物等」という。）が公共の場所等に設置若しくは掲出されているとき又は道路法（昭和27年法律第180号）、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）等の関係法令に違反しているときは、関係行政機関の協力を得て、当該法令に基づき当該

路上障害物等の除去及び一時保管の措置をとることができる。

- 2 区長は、前項の規定により保管した路上障害物等についてその旨を公示するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により保管した路上障害物等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）が確認できたときは、所有者等に当該路上障害物等を速やかに引き取るよう通知するものとする。
- 4 区長は、第1項の規定により保管した路上障害物等について区規則で定める期間を経過しても、所有者等が当該路上障害物を引き取らない場合は、廃棄等の処分をすることができる。

（関係行政機関への要請）

第22条 区長は、除去及び一時保管の措置をとる場合において、必要により関係行政機関に対し、立会い等を求めることができる。

### 第3章 罰則

（罰則）

- 第23条 第11条第3項又は第4項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。
- 2 第13条第1項に規定する命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わない場合は、5万円以下の過料に処する。
  - 3 第11条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。
  - 4 第11条第2項の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

### 第4章 補則

（顕彰）

第24条 区長は、環境美化活動及び環境浄化活動に貢献したものに対し、顕彰を行うことができる。

（委任）

第25条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、同年10月1日から施行する。

### 附 則（平成31年条例第17号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条に1項を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年6月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。